

様式第3号（第9条関係）

プロポーザル方式募集要領

次のとおり公募型プロポーザル方式を実施します。

令和7年6月13日

名張市長 北川裕之

1 業務概要

- (1)業務の目的：名張市の魅力が効果的に伝わる動画を制作し、市内外に向けて発信することで、本市の知名度向上とイメージアップを図ることを目的とする。
- (2)業務名：名張市シティプロモーション動画制作業務委託
- (3)業種：番組制作・放送
- (4)業務場所：名張市鴻之台ほか地内
- (5)業務内容：名張市の魅力を市内外に発信する動画の企画・制作
- (6)履行期限：令和8年3月31日
- (7)予算額：1,100千円（消費税を含む）

2 参加資格要件等

- (1) 名張市入札参加資格者名簿に対象業種の登録がされていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (4) 名張市建設工事等資格停止措置要領（平成7年告示第48号）に基づく資格停止措置を受けていないこと。

3 手続き等

(1) 所管室・連絡先

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

名張市 なばりの未来創造部 広報シティプロモーション推進室

電話 0595-63-7402 (直通)

電子メール pr@city.nabari.lg.jp

ホームページ <http://www.nabari.lg.jp>

(2) スケジュール (予定)

内容	期間
募集要領、業務概要説明書の公表	令和7年6月13日(金) ～令和7年7月2日(水)
質問書の提出期限	令和7年6月23日(月) 午後5時15分 必着
質問に対する回答期限	令和7年6月27日(金)
参加申込書の提出期限	令和7年7月2日(水) 午後5時15分 必着
提案者の選定通知	令和7年7月8日(火) までに発送
提案書及び見積書提出期限	令和7年7月29日(火) 午後5時15分 必着
1次審査(書類審査)※	令和7年8月4日(月)
1次審査結果通知	令和7年8月8日(金) までに発送
2次審査 (プレゼンテーション等)	令和7年8月19日(火)
2次審査結果通知	令和7年8月26日(火) までに市ホームページで公開
契約締結	令和7年9月上旬

※1次審査(書類審査)は、提案者が5者以上の場合のみ実施。
スケジュールは変更する場合がある。

(3) 提出書類

下表に記載の①～④の書類を提出すること。

ア 提出期間

① …令和7年6月13日～令和7年7月2日午後5時15分まで。

② ③ ④…令和7年7月8日～令和7年7月29日午後5時15分まで。

イ 提出場所…本要領「3 手続き等 (1) 所管室・連絡先」に同じ。

ウ 提出方法…郵送又は持参。

※ 頁番号は提案書にのみ付すこと。

※ 提出後の追加、修正、差替えは認めない。

※ 提出書類一式は返却しない。

※ ②～④の提出物（正本）は、A4サイズ、2穴綴りとし、フラットファイル及び紐綴りなど簡易な綴り方で提出すること。また、写しを6部準備すること（綴り方は正本と同様）。綴り順序は②～④の順序。

提出書類		注意事項	提出部数	
			正本 1部	写し 6部
①	参加申込書	様式第4号	○	
②	提案書届出書	様式第11号	○	○
③	提案書	任意様式 ・名張市シティプロモーション動画制作業務委託提案書作成要領の規定を厳守して作成すること。 ・添付資料としてDVDの提出がある場合は、7枚準備すること。	○	○
④	見積書	任意様式	○	○

(4) 参加申込書の交付期間及び方法

ア 交付期間…令和7年6月13日から令和7年7月2日午後5時15分まで。

イ 交付方法…本市ホームページに掲載する。

- (5) 募集要領、業務概要説明書の交付期間及び方法
- ア 交付期間…令和7年6月13日から令和7年7月29日午後5時15分まで。
 - イ 交付方法…本市ホームページに掲載する。
- (6) 質問書の受付及び質問への回答
- ア 提出期限…令和7年6月23日午後5時15分まで。
※期限後の質問には回答しない。
 - イ 提出場所…電子メール(pr@city.nabari.lg.jp)
※必ず電話にて到着確認を行うこと。
 - ウ 回答方法 質問に対する回答は、令和7年6月27日までに、本市ホームページに掲載する。
※電話又は口頭による回答は行わない。
※質問者名は公表しない。
※回答内容は、本要領及び業務仕様書等の追加、修正事項として取り扱う。
- (7) 参加経費等
参加に伴う経費等は参加者の負担とする。
- (8) 契約締結予定日 令和7年9月上旬

4 結果の公表

審査結果については、プロポーザル方式審査結果調書に記載して、本市ホームページにより公表する。

5 情報公開

名張市情報公開条例（平成10年条例第13号）に基づき公開する。

6 選定方法

(1) 審査基準

本市が設置する名張市シティプロモーション動画制作業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）で定めた評価基準によるものとし、本募集要領において示すものとする。

(2) 提案者の選定

所管室により参加申込書の確認を行い、提出書類の不備、欠格事由等に該当がない場合、提案者として選定する。その結果については、全ての参加申込者に対して、令和7年7月8日までに提案者の選定通知を発送するものとする。

(3) 1次審査

提案者が5者以上の場合、1次審査として書類審査を行い、優位な4者程度を2次審査に参加できる者（以下「1次審査通過者」という。）として選定する。なお、提案者が5者未満の場合は、全員通過とする。その結果については、全ての参加申込者に対して、令和7年8月4日までに1次審査結果通知を発送するものとする。

(4) 2次審査

1次審査通過者に対して、名張市役所において実施する2次審査として、提案書等の内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング審査を令和7年8月19日に実施（時間及び場所は1次審査結果とともに通知）し、総合的に評価する。

プレゼンテーションは、提案書に沿って、分かりやすく示すこと。時間は、1者につき30分以内とし、その後10分程度の質疑応答を行うものとする。なお、プレゼンテーションに参加できる担当者は、1者につき3名以内とする。（プレゼンテーション用ソフトによるプレゼンテーション可。この場合、プロジェクターは市で用意するが、パソコン及びソフトは提案者側で用意すること。）また、プレゼンテーション時間内に実績動画を放映することとする（提案書に記載のもの。動画の一場面でも可）。

(5) 審査項目及び配点（1次審査・2次審査共通）

審査項目		内容	配点
1	実績	過去の類似事業で制作した動画において、見る人の興味関心を惹くような印象に残るテーマやストーリーになっているか。	15点
2		過去の類似事業で制作した動画において、多様な撮影技術や編集技術が用いられているか。	10点
3		過去の類似事業で制作した動画において、技術的要素が、視聴者の興味関心を惹く工夫として効果的に活用されているか。	10点
4	業務実施体制	業務を実施するための適切な体制が整っているか。	15点
5		具体的で無理なく実施できる工程となっているか。	10点
6	企画力	本市の特色や地域資源等、地域の魅力を適切に理解したうえで、それらを効果的に発信できる企画提案となっているか。	15点
7		テーマやストーリー、技術的工夫、音楽やナレーションの活用において、話題性を生み出し印象に残る企画提案となっているか。	15点
8	その他	企画提案書とプレゼンテーションの整合性とわかりやすさ	5点
9		業務に対する意欲・姿勢、質疑応答の適切・迅速・柔軟性・見積額の妥当性	5点
合計		100点	

(6) 絶対評価による配点率

	A	B	C	D	E
配点	大変優れている	優れている	業務の目的を達成するのに最低限の基準を満たしている	劣る	大変劣る
15点	15	12	9	6	3
10点	10	8	6	4	2
5点	5	4	3	2	1

7 受託候補者の選考

2次審査の評価結果に基づき、優先交渉権者、次点交渉権者を選考することとし、最高得点の者が複数となった場合は、審査委員会の出席委員による多数決により、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。同数の場合は、議長の決するところとする。なお、参加のあった事業者が1者であっても、審査委員会に諮り審査を実施する。ただし、審査点が合計の5割に満たない場合には、審査の結果「該当なし」とし、再度公募を行う場合がある。

8 審査結果の通知

審査結果は、本市ホームページに掲載する。ただし、各審査項目の点数は公開せず、当該結果に対する質問や異議等は受け付けない。

9 契約の締結

提出された企画提案書等を踏まえ、優先交渉権者と交渉し、その協議が整った場合は、本業務に係る契約を締結する。ただし、優先交渉権者との協議が整わない場合は次点交渉権者と交渉するものとする。

10 参加の辞退について

参加申込書等を提出した者は、やむを得ず辞退する場合又は企画提案書等を提出しなかった場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

11 その他

- (1) 提出された書類等は返却しない。
- (2) 提出後の書類等の差し替え、再提出は認めない。
- (3) 提出書類等及び選考の経過は、非公開とする。
- (4) 提出書類等については、1者につき1提案に限る。
- (5) 提出された書類等は、提案者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

1 2 問合せ先

〒518-0492 三重県名張市鴻之台1番町1番地

名張市 なばりの未来創造部 広報シティプロモーション推進室

電話 0595-63-7402 (直通)

電子メール pr@city.nabari.lg.jp